

# 議第90号 呉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 改正の趣旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「国の基準」といいます。）の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするものです。

## 2 条例の改正に係る国の基準の改正の内容

### (1) 母子生活支援施設の長の資格要件の見直し等（従うべき基準）

ア 母子生活支援施設の長の資格要件のうち、児童福祉事業又は社会福祉事業に従事していた期間を勘案することとされているものについて、相談援助業務に従事していた期間を勘案することとされました。

イ 国の基準の一部改正の施行の際現に母子生活支援施設の長として勤務をしている者が、改正後も引き続き当該施設の長として勤務をすることができるようにするための経過措置を設けることとされました。

### (2) 記録の作成・保存等に係る見直し（参酌すべき基準）

児童福祉施設事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、児童福祉施設事業者等における諸記録の作成，保存等について，電磁的記録により行うことができることとされました。

## 【用語解説】

母子生活支援施設	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第38条の規定に基づき配偶者のない女子及び監護すべき児童を入所させて保護するとともに，自立促進のために生活を支援し，退所後も相談や援助を行うことを目的とする施設です。
児童福祉事業	社会福祉事業のうち児童福祉法に規定する事業です。
社会福祉事業	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に根拠とする福祉事業で，「第一種社会福祉事業（17事業）」と「第二種社会福祉事業（55事業）」があります。
第一種社会福祉事業	利用者への影響が大きいため，経営安定を通じた利用者の保護の必要性が高い事業（主として入所施設サービス）です。
第二種社会福祉事業	比較的用户への影響が小さいため，公的規制の必要性が低い事業（主として在宅サービス）です。
相談援助業務	母子生活支援施設等で悩みや問題を抱えている人からの福祉に関する相談に応じ，助言，指導その他の援助を行う業務です。

### 3 市の考え方

本市の実情に国の基準と異なる基準とすべき事情や特性がないため、国の基準を呉市の基準とすることとします。

#### 【参考】

##### ・従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

##### ・参酌すべき基準

地方公共団体が当該基準を十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

### 4 施行期日

令和3年7月1日（母子生活支援施設の長の資格要件の見直しに係る規定は、令和4年4月1日）